

令和6年度 東京支部事業計画（案）について

- ◆ 基本方針<P1~>
- ◆ 事業計画(令和6年度・令和5年度新旧対照表)<P3~>
 1. 基盤的保険者機能の盤石化<P4~>
 2. 戦略的保険者機能の一層の発揮<P13~>
 3. 保険者機能強化を支える組織・運営体制等の整備<P26~>
- ◆ KPI一覧<P30~>

基本方針

令和6年度・令和5年度 事業計画（東京支部） 新旧対照表

令和6年度（案）	【参考】令和5年度
<p>基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 加入者目線に立脚した事業の展開 ◆ 組織運営体制の確立と効率的な業務体制への変革 ◆ リスク管理意識の醸成とリスクコントロールの徹底 ◆ ジョブローテーションと適材適所による人材育成 	<p>基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 加入者の健康度の向上、医療費の抑制・適正化に資する施策の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・加入者の健康度向上のため、実効性ある保健事業（健診・保健指導・重症化予防等）を推進・実施するとともに、事業主や加入者への働きかけ（健康経営・広報等）を強化する。 ・医療費の抑制・適正化を図るため、医療提供体制の在り方に係る意見発信、ジェネリック医薬品の使用促進及び上手な医療のかかり方の理解促進等の施策を実施するとともに、医療関係団体への働きかけと連携を進める。 ◆ 効率的かつ無駄のない価値あるサービスの提供 <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年の新業務システム導入・業務革新の成果を最大限取込む。 ・基盤的保険者機能を盤石なものとするため、業務の効率化を推進する。併せて、業務量、優先度に応じた柔軟な対応ができる業務処理体制を構築し、業務の生産性を向上させる。 ◆ 保険者機能発揮の基盤となる人材の育成と組織力の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・新業務システム導入後の一人ひとりの職務高度化を実現し、求められる保険者機能を発揮する。このため、計画的継続的に人材育成による保険と保健のプロフェッショナル集団づくりを進め、組織力の更なる向上を図る。

事業計画

(令和6年度・令和5年度新旧対照表)

1.基盤的保険者機能の盤石化

令和6年度・令和5年度 事業計画（東京支部） 新旧対照表

令和6年度（案）	【参考】令和5年度
<p>1.基盤的保険者機能の盤石化</p> <p><u>I. 健全な財政運営</u></p> <p>① 中長期的な視点による健全な財政運営に資する<u>よう</u>、支部評議会<u>で</u>丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。</p> <p>② 今後、更に厳しさが増すことが予想される協会の保険財政について、事業主や加入者にご理解いただくため、<u>ホームページや広報誌等において</u>協会決算や今後の見通しに関する情報発信を<u>積極的に</u>行う。</p> <p>③ 医療費適正化等の努力を行うとともに、各協議会等の場において、<u>医療費・健診等データの分析結果から得られたエビデンス等も踏まえ</u>、安定した財政運営の観点から積極的に意見発信を行う。</p> <p>【重要度：高】 協会けんぽは約4,000万人の加入者、約260万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。そのため、安定的かつ健全な財政運営を行っていくことは、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】 協会けんぽの財政は、<u>加入者及び事業主の医療費適正化等に向けた努力のほか、中長期的な視点から平均保険料率10%を維持してきたこと等により、近年プラス収支が続いている</u>ものの、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造は解消されておらず、加えて高齢化の進展により、高齢者の医療費が今後も増大し、後期高齢者支援金の大幅な増加が見込まれること等により、今後も楽観を許さない状況である。そのため、より一層、医療費適正化に取り組み、健全な財政運営を確保することが課題である。その上で、運営委員会等で十分な議論を重ね、加入者や事業主の理解や協力を得て平均保険料率等を決定していくことが、安定的かつ健全な財政運営を将来に渡り継続していくために極めて重要であり、困難度が高い。</p>	<p>1.基盤的保険者機能関係</p> <p>① 健全な財政運営</p> <p>・中長期的な視点による健全な財政運営に資する<u>ため</u>、支部評議会<u>において</u>丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。</p> <p>・今後、更に厳しさが増すことが予想される協会の保険財政について、事業主や加入者にご理解いただくため、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を行う。</p> <p>・医療費適正化等の努力を行うとともに、各協議会等の場において、安定した財政運営の観点から積極的に意見発信を行う。<u>特に、令和5年度は、第4期医療費適正化計画等の東京都における策定作業が行われることから、当該作業に積極的に参画するとともに意見発信を行う。</u></p> <p>【重要度：高】 協会けんぽは約4,000万人の加入者、約250万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。そのため、安定的かつ健全な財政運営を行っていくことは、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】 協会けんぽの財政は、<u>近年安定している</u>ものの、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造は解消されておらず、加えて高齢化の進展により、高齢者の医療費が今後も増大し、後期高齢者支援金の大幅な増加が見込まれること等により、今後も楽観を許さない状況である。そのため、より一層、医療費適正化に取り組み、健全な財政運営を確保することが課題である。その上で、運営委員会等で十分な議論を重ね、加入者や事業主の理解や協力を得て平均保険料率等を決定していくことが、安定的かつ健全な財政運営を将来に渡り継続していくために極めて重要であり、困難度が高い。</p>

令和6年度・令和5年度 事業計画（東京支部） 新旧対照表

令和6年度（案）	【参考】令和5年度
<p>Ⅱ. 業務改革の実践と業務品質の向上</p> <p><u>（1）業務処理体制の強化と意識改革の徹底</u></p> <p>① <u>業務量の多寡や優先度に対応するため、事務処理体制の強化を図ることで生産性の安定化を図る。</u></p> <p>② <u>業務マニュアルや手順書に基づく、統一的な事務処理の徹底により業務の標準化・効率化・簡素化を図るとともに、職員の意識付けを促進する。</u></p> <p>【困難度：高】 <u>業務改革の推進は、基盤的保険者機能の全ての施策を推進するにあたっての基礎、土台となるものであり、基盤的保険者機能を盤石なものとするために重要な取組である。</u> <u>また、業務量の多寡や優先度に対応する最適な体制により事務処理を実施するためには、業務処理の標準化・効率化・簡素化を推進するとともに、職員の多能化と意識改革の促進が不可欠である。このような業務の変革を全職員に浸透・定着させるには、ステップを踏みながら進める必要があり、多くの時間を要することから、困難度が高い。</u></p> <p><u>（2）サービス水準の向上</u></p> <p>① <u>すべての申請について、迅速な業務処理を徹底する。特に傷病手当金や出産手当金等の生活保障の性格を有する現金給付については、申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。</u></p> <p>② <u>事業主や加入者の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。</u></p> <p>③ <u>電話相談業務担当者向け研修等を実施し、相談業務のスキルアップを図り、事業主や加入者からの相談・照会についての的確に対応する。</u></p> <p>④ <u>お客様満足度調査やお客様の声を活用し、業務の課題を洗い出し、改善を図ることで更なる加入者サービスの向上に取り組む。</u></p>	<p>② サービス水準の向上</p> <p>・<u>現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。</u></p> <p>・<u>加入者、事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。併せて、加入者からの相談・照会に的確に対応できるよう、相談業務の標準化を促進することでお客様満足度の向上を図る。</u></p> <p>・<u>お客様満足度調査、お客様の声に基づく加入者、事業主の意見や苦情等から協会の課題を見だし、迅速に対応する。</u></p>

令和6年度・令和5年度 事業計画（東京支部） 新旧対照表

令和6年度（案）	【参考】令和5年度
<p>【困難度：高】 <u>現金給付の審査・支払いを適正かつ迅速に行うことは保険者の責務であり、特に傷病手当金及び出産手当金については、生活保障の性格を有する給付であることから、サービススタンダードを設定し、100%達成に努めているが、傷病手当金など現金給付の申請件数が年々増加しているなか、サービススタンダードを遵守していくためには、事務処理体制の整備や事務処理方法の見直し、改善等を常時実施する必要がある。加えて、新型コロナウイルス感染症の傷病手当金のように、申請件数が突発的に増加することもあり、KPIの100%を達成することは、困難度が高い。</u></p> <p>■ KPI： 1) サービススタンダードの達成状況を100%とする 2) 現金給付等の申請に係る郵送化率を<u>対前年度以上とする</u></p>	<p>■ KPI： (1) サービススタンダードの達成状況を100%とする。 (2) 現金給付等の申請に係る郵送化率を<u>98.3%以上とする。</u></p>
<p>【廃止】 <u>※第6期保険者機能強化アクションプランから廃止項目</u></p>	<p>③ 限度額適用認定証の利用促進 <u>・オンライン資格確認の進捗状況も踏まえつつ、引き続き事業主や健康保険委員へのチラシやリーフレットによる広報並びに地域の医療機関及び区市町村窓口</u> <u>に申請書を配置するなどにより利用促進を図る。</u></p> <p><u>・医療機関の窓口で自己負担額を確認できる制度について、積極的に周知を図る。</u></p>

令和6年度・令和5年度 事業計画（東京支部） 新旧対照表

令和6年度（案）	【参考】令和5年度
<p><u>(3) 現金給付等の適正化の推進</u></p> <p>① 傷病手当金と障害年金等との併給調整について適正に実施する。</p> <p>② 現金給付の支給決定データ等の分析により不正の疑いが生じた申請については、支給の可否を再確認するとともに、保険給付適正化PTにおいて内容を精査し、事業主への立入検査を実施するなど、厳正に対応する。</p> <p>③ 海外出産育児一時金について、海外の渡航がわかる書類の確認のほか、出産の事実確認等を徹底し、不正請求を防止する。</p> <p>④ 柔道整復施術療養費について、多部位かつ頻回の申請又は負傷部位を意図的に変更する過剰受診（いわゆる「部位ころがし」）の適正化を図るため、加入者への文書照会等を強化するとともに、疑義が生じた施術所については、面接確認委員会を開催し、重点的に審査を行う。</p> <p>⑤ あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、長期かつ頻回等の過剰受診の適正化を図るため、加入者及び施術者へ施術の必要性について文書により確認する等、審査を強化する。</p> <p>⑥ 被扶養者資格の再確認について、マイナンバーを活用した効率的な再確認を実施するとともに、宛所不明による未送達事業所に係る所在地調査や未提出事業所への勧奨により、被扶養者資格確認リストを確実に回収して、被扶養者資格の再確認を徹底する。</p>	<p>④現金給付の適正化の推進</p> <p>・OJT・ジョブローテーションによる処理能力の向上・多能化に取組み、標準化した業務プロセスを遵守し、業務の正確性と迅速性を高める。</p> <p>・傷病手当金と障害年金等との併給調整について適正に履行し、現金給付の適正化を推進する。</p> <p>・不正の疑いのある事案については、重点的な審査を行うとともに、保険給付適正化プロジェクトチームにおいて内容を精査し、厳正に対応する。また、本部が提供する不正の疑いのある支給済みデータを活用するなど、重点的な審査を行う。</p> <p>・柔道整復施術療養費及びあんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、多部位かつ頻回、長期かつ頻回の申請又は負傷部位を意図的に変更する（いわゆる「部位ころがし」）過剰受診の適正化を図るため、加入者への文書照会等を強化する。</p> <p>・厚生局へ情報提供を行った不正疑い事案については、逐次対応状況を確認し適正化を図る。</p> <p>■ KPI 柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする</p>

令和6年度・令和5年度 事業計画（東京支部） 新旧対照表

令和6年度（案）	【参考】令和5年度
<p><u>（4）レセプト点検の精度向上</u></p> <p>① 「<u>レセプト内容点検行動計画</u>」を策定・実施し、効果的かつ効率的な点検を推進するとともに、<u>勉強会や研修等により、レセプト点検員のスキルを向上させ、内容点検の質的向上を図り、再審査レセプト1件当たり査定額及び査定率の向上に取り組む。</u></p> <p>② <u>自動点検マスタを定期的に更新し、システム点検の効率化を図る。また、社会保険診療報酬支払基金において、審査支払新システム（AI）によるレセプトの振り分けが行われていること等を踏まえ、内容点検効果の高いレセプト（目視対象に振り分けられたレセプト等）を優先的かつ重点的に審査する。</u></p> <p>③ <u>マイナンバーカードと健康保険証の一体化の状況を踏まえつつ、資格点検、外傷点検を着実かつ確実に実施し、医療費の適正化に取り組む。</u></p> <p>【困難度：高】 <u>一次審査を行っている社会保険診療報酬支払基金では、ICTを活用した審査業務の効率化・高度化を進めており、再審査（二次審査）を行っている協会では、システムの精度や点検員のスキル向上により、その査定率は既に非常に高い水準に達している。このような中で、KPIを達成することは、困難度が高い。</u></p> <p>■ KPI： 1）<u>協会のレセプト点検の査定率（※）について前年度以上とする</u></p> <p>（※）<u>査定率＝協会のレセプト点検により査定（減額）した額÷協会の医療費総額</u> 2）<u>協会の再審査レセプト1件当たりの査定額を前年度以上とする</u></p>	<p><u>⑤効果的なレセプト内容点検の推進</u></p> <p><u>レセプト点検の効果向上に向けた行動計画に基づき、効果的なレセプト点検を推進するとともに、内容点検の質的向上を図り、査定率及び再審査レセプト1件当たり査定額の向上に取り組む。具体的には、研修や勉強会により知識を深めつつ、毎月のスケジュールで入院・高額レセプトの一斉点検期間を一定期間設けることで高額査定を確保する。また、社会保険診療報酬支払基金における審査事務集約による影響を確認し、自動点検システムを活用した点検・テンプレートを充実することにより、一層、効果的な内容点検とする。</u></p> <p>【困難度：高】 <u>社会保険診療報酬支払基金と連携して、コンピュータチェックによる審査等の拡大を含め、効果的なレセプト点検の推進に努めてきた。また、社会保険診療報酬支払基金では、医療機関等が保険診療ルールに則した適正な電子レセプトを作成できるように、コンピュータチェックルールの公開範囲を拡大してきた※。そのような中で、社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率は既に非常に高い水準に達しているところであり、KPIを達成することは、困難度が高い。※電子レセプトの普及率は98.7%（2021年度末）となっており、査定する必要のないレセプトの提出割合が増加している。</u></p> <p>■ KPI： （1）<u>社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率（※）について対前年度以上とする</u> （※）<u>査定率＝レセプト点検により査定（減額）した額÷協会けんぽの医療費総額</u> （2）<u>協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする</u></p>

令和6年度・令和5年度 事業計画（東京支部） 新旧対照表

令和6年度（案）	【参考】令和5年度
<p><u>（5）債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化</u></p> <p>① 発生した債権（返納金、損害賠償金等）については、全件調定及び納付書の速やかな送付を徹底するとともに、「債権管理・回収計画」に基づき、早期回収に向けた取組を着実かつ確実に実施する。</p> <p>② 無資格受診に係る返納金の発生を抑止するため、業務マニュアル等に基づき、保険証未返納者に対する早期の返納催告を確実に実施する。</p> <p>③ 日本年金機構と連携し、資格喪失時における保険証の返納について、事業所等へ周知徹底を図る。併せて、オンライン資格確認やレセプト振替・分割による無資格受診の発生抑止効果をより向上させるため、事業所から早期かつ適正な届出が行われるよう、周知広報を実施する。</p> <p>【困難度：高】 返納金債権の大半を占める資格喪失後受診に係る債権については、レセプト振替サービス※1の拡充により、保険者間調整※2による債権回収の減少が見込まれるところであり、KPIを達成することは、困難度が高い。また、資格喪失の届出が電子申請で行われる場合、健康保険証は別途郵送等により返納されることになるため、（健康保険証を添付できる）紙の届出に比べ、返納が遅れる傾向にある。今後、電子申請による届出が更に増加することが見込まれることから、KPIを達成することは、困難度が高い。</p> <p>※1 社会保険診療報酬支払基金において資格喪失後受診に係るレセプトを資格が有効な（新たに資格を取得した）保険者に、振り替える仕組み。 ※2 資格喪失後受診に係る返納金債権を、債務者（元被保険者）の同意のもとに、協会と国民健康保険（資格が有効な保険者）とで直接調整することで、返納（弁済）する仕組み。協会としては、債権を確実に回収できるメリットがある。</p> <p>■ KPI： 1）返納金債権（診療報酬返還金（不当請求）を除く。）の回収率を前年度以上とする 2）日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の健康保険証回収率を前年度以上とする。 ※マイナンバーカードと健康保険証の一体化（健康保険証の廃止）が行われるまでの取組とする</p>	<p><u>⑥返納金債権発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進</u></p> <p>・日本年金機構の資格喪失処理後、早期に保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底するとともに、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。</p> <p>・未返納の多い事業所データ等を活用し、事業所等へ資格喪失届への保険証添付及び保険証の早期返納の徹底を周知する。</p> <p>・返納金債権の早期回収に取り組みとともに、保険者間調整の積極的な実施及び費用対効果を踏まえた法的手続きの実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。</p> <p>【困難度：高】 電子申請による届出の場合の保険証の返納（協会への到着）は、資格喪失後1か月を超える傾向にある。今後、電子申請による届出※1が更に増加することが見込まれることから、KPIを達成することは、困難度が高い。また、レセプト振替サービス※2の拡充により、保険者間調整※3が減少することで、資格喪失後受診に係る返納金債権の発生率及び回収率ともに低下することが見込まれるところであり、KPIを達成することは、困難度が高い。</p> <p>※1 社会保険関連手続の電子化が推進されており、保険証を添付できない電子申請による届出の場合の保険証の返納方法（郵送時期）等について、事業主の事務負担の軽減等を図る必要がある。 ※2 社会保険診療報酬支払基金において資格喪失後受診に係るレセプトを資格が有効な（新たに資格を取得した）保険者に、振替える仕組み。 ※3 資格喪失後受診に係る返納金債権を、債務者（元被保険者）の同意のもとに、協会と国民健康保険とで直接調整することで、返納（弁済）する仕組み。（債務者の返納手続き等の負担軽減が図られる。）</p> <p>■ KPI： （1）日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする （2）返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする</p>

令和6年度・令和5年度 事業計画（東京支部） 新旧対照表

令和6年度（案）	【参考】令和5年度
<p>【8ページ『1.基盤的保険者機能の盤石化>Ⅱ.業務改革の実践と業務品質の向上>（3）現金給付等の適正化の推進』に統合】</p>	<p>⑦ 被扶養者資格の再確認の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーを活用した被扶養者資格再確認を実施する。 ・事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を行う。 ・未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。 <p>■ KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を94.0%以上とする</p>
<p>Ⅲ. ICT化の推進</p> <p>（1）オンライン資格確認等システムの周知徹底</p> <p>① 医療 DX の基盤であるオンライン資格確認等システムについて、制度の概要やメリットを加入者や事業主に周知する。特に、2023年1月より運用が開始された電子処方箋については、重複投薬の防止など、良質かつ効率的な医療の提供に繋がることから、加入者や事業主にその意義を理解いただけるよう、様々な広報媒体を活用し、周知する。</p> <p>② マイナンバーを正確に収録するために、マイナンバー登録申出者について確実に登録を実施する。</p> <p>（2）マイナンバーカードと健康保険証の一体化への対応</p> <p>マイナンバーカードと健康保険証の一体化後も加入者が適切な保険診療を効率的かつ支障なく受けられるよう、マイナンバーカードの健康保険証の利用を推進するとともに、制度に係る広報や資格確認書等の円滑な発行等に取り組む。</p> <p>【重要度：高】 オンライン資格確認等システムは、国の進める医療DXの基盤となる取組であり、その一環としてのマイナンバーカードと健康保険証の一体化及び電子申請等の導入については、加入者・事業主の利便性向上及び業務効率化に繋がるものであることから、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】 マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けては、国の方針を踏まえながら一体化に対応するため、新たな業務フローの検討や必要なシステムの改修を、細部の設計を含めて、極めて短期間で行う必要があることから、困難度が高い。</p>	<p>⑧ オンライン資格確認の円滑な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン資格確認の円滑な実施のため、加入者へのマイナンバー登録の促進を行い、加入者のマイナンバー収録率向上を図る。 ・また、「経済財政運営と改革の基本方針2022（骨太の方針）」（令和4年6月7日閣議決定）においてオンライン資格確認等システムの更なる拡充が盛り込まれたことを踏まえ、国が進めるマイナンバーカードの保険証としての利用の推進及び電子処方箋の周知・広報等に協力する。 <p>【重要度：高】 オンライン資格確認及びマイナンバーカードの健康保険証利用については、政府が進めるデータヘルス改革の基盤となる重要な取組であり、重要度が高い。</p>

令和6年度・令和5年度 事業計画（東京支部） 新旧対照表

令和6年度（案）	【参考】令和5年度
<p>【6ページ『1.基盤的保険者機能の盤石化>Ⅱ. 業務改革の実践と業務品質の向上>（1）業務処理体制の強化と意識改革の徹底』へ統合】</p>	<p>⑨ 業務改革の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現金給付業務等について、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底を図り、業務の標準化・効率化・簡素化を推進する。 ・職員の意識改革の促進を図り、業務量の多寡や優先度に対応する最適な事務処理体制の定着化と実践の徹底により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を推進する。 ・相談体制の標準化に向けて、受電体制及び窓口体制を整備・強化する。併せて、本部の相談マニュアル・FAQ及び研修プログラムを活用するなどにより、相談業務の品質の向上を図る。 ・新業務システム（令和5年1月導入）の効果を最大化するために、新たな業務フローを踏まえた柔軟かつ最適な事務処理体制等の整備を推進する。 <p>【困難度：高】</p> <p>業務改革の推進は、基盤的保険者機能の全ての施策を推進するにあたっての基礎、土台となるものであり、基盤的保険者機能を盤石なものとするための最重要項目である。また、業務処理の標準化・効率化・簡素化を推進するとともに、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を実現するためには、職員の多能化を図るとともに、生産性を意識した意識改革の推進が不可欠である。なお、業務のあり方を全職員に浸透・定着させるには、ステップを踏みながら進める必要があり、多くの時間を要することから、困難度が高い。</p>

2.戦略的保険者機能の一層の発揮

令和6年度・令和5年度 事業計画（東京支部） 新旧対照表

令和6年度（案）	【参考】令和5年度
<p>2.戦略的保険者機能の一層の発揮</p> <p><u>I. データ分析に基づく事業実施</u> <u>支部における医療費・健診データ等の分析結果の活用及び分析能力の向上</u></p> <p>① <u>医療費適正化等に向けたデータ分析に基づく事業及び 情報発信を実施するため、医療費・健診データ等を活用 して、支部の特徴や課題を把握するための分析を行う。</u> <u>また、分析に際しては、分析の精度を高めるため、外部有識者の知見等も活用する。</u></p> <p>② <u>本部や他機関が開催する統計分析研修への参加等により、支部職員の分析能力の向上を図る。</u></p> <p>【重要度：高】 <u>調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。</u></p> <p>【困難度：高】 <u>医療費や健診結果等のビッグデータから加入者や地域の特徴を把握するには、統計・データ分析に関する高度な知識が求められることから困難度が高い。</u></p> <p><u>II. 健康づくり</u> <u>(1) 保健事業の一層の推進</u> <u>第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組</u></p> <p><u>「特定健診の推進」「特定保健指導を含めた重症化予防の対策」「コラボヘルスの取組」を柱とし、第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）について、各年度の取組を着実に実施する。その際には、情報系システム等の分析ツールを用いてPDCAサイクルを回し、取組の実効性を高める。</u></p>	<p>2.戦略的保険者機能関係</p> <p>【戦略的保険者機能の発揮により実現すべき目標】 <u>定期的な特定健診の受診から特定保健指導の利用、早期治療、生活習慣の改善等、健診からの一連の流れの中で適切な行動変容に繋がっていくよう取組みを推進していく。</u></p> <p><u>※第3期アクションプランの目標と同一</u></p> <p><u>I 医療等の質や効率性の向上</u> <u>II 加入者の健康度を高めること</u> <u>III 医療費等の適正化</u></p> <p>①保健事業実施計画（データヘルス計画）<u>の着実な実施</u></p> <p>・<u>「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、「重症化予防の対策」を基本的な実施事項とする第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）について、6か年計画の目標達成に向けて最終年度の取組みを着実かつ効果的、効率的に実施する。</u></p> <p>・<u>本部提供データ、支部医療費データ等を分析し、外部有識者の専門的見地からの意見・助言等を活用しながら、第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）のPDCAサイクルを効果的・効率的に回し、取組の実効性を高める。</u></p>

令和6年度・令和5年度 事業計画（東京支部） 新旧対照表

令和6年度（案）	【参考】令和5年度
<p><u>(2) 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上</u> <u>生活習慣病予防健診（特定健診の項目にがん検診の項目等を加えたもの）及び特定健診実施率の向上を図るとともに、事業所規模等に応じて事業者健診結果提供について勧奨を実施する。</u></p> <p><u>i) 被保険者（生活習慣病予防健診）</u></p> <p>① <u>生活習慣病予防健診の自己負担の軽減に加え、付加健診の対象年齢拡大等を契機とした受診勧奨を事業所と未受診者に実施する。</u></p> <p>② <u>加入者の利便性を考慮した健診機関との新規契約を進めるとともに、既存の健診機関には加入者の受診環境の向上を働きかけ、健診受診者数の増加を図る。</u></p> <p>③ <u>近隣に健診実施機関のない加入者の健診受診機会の確保のため、巡回健診を実施する。</u></p> <p><u>ii) 被保険者（事業者健診データ）</u></p> <p>① <u>データの取得促進に向け事業所規模別に勧奨策を実施する。</u> <u>[大規模事業所] 支部職員が事業所を訪問のうえ、勧奨する。</u> <u>[中・小規模事業所] 東京労働局等の行政機関や商工会議所等の団体を通じて勧奨する。外部委託業者を活用し、文書・電話等により勧奨する。</u></p> <p>② <u>健診データの提供を積極的に取り組む健診機関と連携し、データの早期提供を促進する。</u></p> <p>③ <u>健診データの提供について同意があった事業所のデータを取得するため、健診結果の提供にかかる契約が未締結の健診機関に対し、契約締結に向けた働きかけを行う。</u></p> <p>④ <u>すでに契約を締結している健診機関に対してデータ取得の進捗を管理し、確実にデータを取得する。</u></p>	<p><u>・第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）における目標の達成状況や効果的な取組等の評価を行うとともに、データ分析に基づく支部の特性に応じた第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）を策定する。</u></p> <p><u>【上位目標】</u></p> <p><u>・40歳以上の加入者について、性年齢層別の「心不全」（虚血性心疾患）/「脳卒中」（脳梗塞・脳出血・一過性脳虚血発作）/「腎不全」（腎症4期以降）の新規発症者の割合が事業開始時点を下回ること。</u></p> <p><u>i) 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上</u></p> <p><u>・被保険者の健診実施率の向上に向けて、生活習慣病予防健診の健診費用自己負担率軽減を前面に押し出した勧奨を事業所規模に応じ実施するほか、新規適用事業所への働きかけを重点的に行う。また、健診の開始年齢である35歳及び40歳の到達時に個人への働きかけを実施する。</u></p> <p><u>・事業者健診データの取得促進に向けて、事業所と健診機関へ働きかけを行う。</u></p>

令和6年度・令和5年度 事業計画（東京支部） 新旧対照表

令和6年度（案）	【参考】令和5年度
<p><u>iii) 被扶養者（特定健診）</u></p> <p>① <u>魅力的なオプション検査や利便性の高い会場の選定などにより、集団健診の受診者数の増加を図る。</u></p> <p>② <u>区市町村が実施するがん検診との連携に向けた取り組みを実施する。</u></p> <p>【重要度：高】 健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、<u>2029年度の目標値（70%）</u>が示されており、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】 <u>協会は、被用者保険の最後の受け皿として、2008年10月の協会発足以降、日本年金機構の適用拡大や健康保険組合の解散等により加入者数は大幅に増加している。また、協会の加入事業所は、8割以上が被保険者9人以下の中小企業である。そのため、1事業所当たりの特定健診対象者が少なく、山間部や島しょ部を含め広い地域に事業所が点在していることに加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定健診の受診に対する理解が得られにくい等、効果的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。</u></p> <p>【特定健診受診率・事業者健診データ取得率】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 被保険者（40歳以上）（実施対象者数：<u>2,404,374人</u>） <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診 実施率 <u>60.0%</u>（実施見込者数：<u>1,442,600人</u>） ・事業者健診データ 取得率 <u>3.8%</u>（取得見込者数：<u>91,300人</u>） ■ 被扶養者（実施対象者数：<u>521,204人</u>） <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査 実施率 <u>32.0%</u>（実施見込者数：<u>166,700人</u>） ■ KPI： <ol style="list-style-type: none"> 1) 生活習慣病予防健診実施率を<u>60.0%</u>以上とする 2) 事業者健診データ取得率を<u>3.8%</u>以上とする 3) 被扶養者の特定健診実施率を<u>32.0%</u>以上とする 	<p><u>・被扶養者の特定健診実施率の向上に向けて、集団健診実施を着実に行う。</u></p> <p>【重要度：高】 健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、<u>2023年度の目標値（65%）</u>が示されており、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】 <u>近年、日本年金機構の適用拡大等により、健診受診率の算出の分母となる対象者数が、第3期特定健康診査等実施計画の当初の見込みを超えて大幅に増加しており、分子となる健診受診者を大幅に増加させる必要があることから、困難度が高い。</u></p> <p>【健診数値目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 被保険者（40歳以上）（実施対象者数：<u>2,288,945人</u>） <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診 実施率 <u>59.9%</u>（実施見込者数：<u>1,370,600人</u>） ・事業者健診データ 取得率 <u>3.9%</u>（取得見込者数：<u>89,500人</u>） 被扶養者（実施対象者数：<u>523,191人</u>） <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査 実施率 <u>30.0%</u>（実施見込者数：<u>156,900人</u>） ■ KPI： <ol style="list-style-type: none"> (1) 生活習慣病予防健診実施率を<u>59.9%</u>以上とする (2) 事業者健診データ取得率を<u>3.9%</u>以上とする (3) 被扶養者の特定健診実施率を<u>30.0%</u>以上とする

令和6年度・令和5年度 事業計画（東京支部） 新旧対照表

令和6年度（案）	【参考】令和5年度
<p><u>(3) 特定保健指導実施率及び質の向上</u> <u>特定保健指導機関との連携強化等により特定保健指導実施率の向上を図るとともに、指導対象者の健康状態に合わせた保健指導スキルを向上させ保健指導の質の向上を図る。</u></p> <p><u>i) 被保険者</u> <u>① 支部内保健師・管理栄養士の充足を図るとともに、アウトカム指標の導入を踏まえ、重症化予防・グループ支援を含めて保健指導者のスキルを向上させる。</u> <u>② 新規特定保健指導機関の拡大を図るとともに、情報交換の場を通じて既存特定保健指導機関に好事例を横展開し、実施者数増加を図る。</u> <u>③ 支部又は特定保健指導専門機関等による情報通信技術(ICT)を活用した保健指導を推進する。</u> <u>④ 特定保健指導対象者数の多い事業所、健康企業宣言事業所への保健指導をより一層推進する。</u></p> <p><u>ii) 被扶養者</u> <u>① 集団健診において健診当日の初回面談を実施し、特定保健指導に繋げる。</u> <u>② 特定保健指導対象者の利便性向上を図るため、集団による特定保健指導を実施する。</u> <u>③ 区市町村の現状を把握し、健康づくりに関する共同での取り組みを模索する。</u></p> <p>【重要度：高】 特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQOLの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029年度の目標値（35%）が示されており、重要度が高い。</p>	<p><u>ii) 特定保健指導の実施率及び質の向上</u></p> <p><u>・被保険者の特定保健指導実施率の向上に向けて、特定保健指導実施機関の拡大など健診機関との連携強化を図り、健康意識が高まる健診受診当日の初回面談実施を積極的に推進する。また、外部委託機関を有効に活用するとともに、健康企業宣言事業所に対してのアプローチも積極的に推進していく。ICTを活用した遠隔による面談についても、指導対象者や事業所のニーズを踏まえながら外部委託機関や支部での実施を推進していく。</u></p> <p><u>・被扶養者の特定保健指導実施率の向上に向けて、健康意識が高まる健診当日の実施や健診結果提供時に効果的な案内ができるよう被扶養者の集団健診の機会を利用し取り組みを推進する。</u></p> <p>【重要度：高】 特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQOLの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023年度の目標値（35%）が示されており、重要度が高い。</p>

令和6年度・令和5年度 事業計画（東京支部） 新旧対照表

令和6年度（案）	【参考】令和5年度
<p>【困難度：高】 協会は、被用者保険の最後の受け皿として、2008年10月の協会発足以降、日本年金機構の適用拡大や健康保険組合の解散等により加入者数は大幅に増加している。また、協会の加入事業所は、8割以上が被保険者9人以下の中小企業である。そのため、1事業所当たりの特定保健指導の対象者が少なく、山間部や島しょ部を含め広い地域に事業所が点在していることに加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定保健指導の実施に対する理解が得られにくい等、効果的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。</p> <p>■ 被保険者（特定保健指導対象者数：305,246人） ・特定保健指導 実施率11.4%（実施見込者数：34,798人）</p> <p>■ 被扶養者（特定保健指導対象者数：14,336人） ・特定保健指導 実施率10.1%（実施見込者数：1,448人）</p> <p>■ KPI： 1）被保険者の特定保健指導実施率を11.4%以上とする 2）被扶養者の特定保健指導実施率を10.1%以上とする</p>	<p>【困難度：高】 健診受診者の増加に伴い、分母の特定保健指導対象者数が第3期特定健康診査等実施計画の見込みを超えて大幅に増加しており、当初の予定より分子となる特定保健指導実施者数を大幅に増加させる必要があることから、困難度が高い。</p> <p>【特定保健指導数値目標】 被保険者（特定保健指導対象者数：297,860人） ・特定保健指導 実施率 35.6%（実施見込者数：106,143人）</p> <p>被扶養者（特定保健指導対象者数：14,749人） ・特定保健指導 実施率 7.6%（実施見込者数：1,122人）</p> <p>■ KPI： 1）被保険者の特定保健指導の実施率を35.6%以上とする 2）被扶養者の特定保健指導の実施率を7.6%以上とする</p>

令和6年度・令和5年度 事業計画（東京支部） 新旧対照表

令和6年度（案）	【参考】令和5年度
<p><u>(4) 重症化予防対策の推進</u></p> <p>① 健診機関による健診当日の受診勧奨の拡充を図り、未治療者（高血圧・高血糖・脂質異常・CKD）の受診を促進する。</p> <p>② <u>通知による未治療者（高血圧・高血糖・脂質異常）への勧奨対象者を拡大して実施する。</u></p> <p>③ 未治療者（CKD）の受診理解が深まるような勧奨を行い<u>受診への行動変容に繋げる。</u></p> <p>④ <u>非肥満のLDLコレステロール高値対象者に対して、文書指導を中心とした支援を行うことで、LDLコレステロールの重症化を予防する。</u></p> <p>⑤ がん（大腸がん）検診の要精密検査者への勧奨等を実施し、早期発見・早期治療の重要性を周知していく。</p> <p>⑥ <u>東京都医師会等との連携により、糖尿病性腎症等重症化予防事業を着実に実施する。</u></p> <p>⑦ <u>健康企業宣言事業所等に対して重症化予防の必要性について周知を推進し、事業所から未治療者へ継続的に勧奨することで受診を促進する。</u></p> <p>【重要度：高】 要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQOLの向上を図る観点から、重要度が高い。</p> <p>■ KPI：<u>健診受診月から10か月以内</u>に医療機関を受診した者の割合を<u>対前年度以上</u>とする</p>	<p><u>iii) 重症化予防対策の推進</u></p> <p>・健診機関による健診当日の受診勧奨の拡充を図り、未治療者（高血圧・高血糖・脂質異常・CKD）の受診を促進する。</p> <p>・未治療者（高血圧・高血糖・脂質異常）の勧奨<u>方法等を見直し継続的に勧奨することで受診を促進する。</u></p> <p>・未治療者（CKD）の受診への理解が深まるような勧奨を行い行動変容につなげる。</p> <p>・がん（大腸がん）検診の要精密検査者への勧奨等を実施し早期発見・早期治療の重要性を周知していく。</p> <p>・糖尿病等重症化予防事業を着実に実施し<u>糖尿病の重症化予防に取り組む。</u></p> <p>・健康企業宣言事業所に対して重症化予防の必要性について周知を推進していく。</p> <p>【重要度：高】 要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQOLの向上を図る観点から、重要度が高い。</p> <p><u><数値目標></u> <u>未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数 21,929人（一般健診受診者の1.6%）</u></p> <p>■ KPI：<u>受診勧奨後、3か月以内</u>に医療機関を受診した者の割合を<u>13.1%以上</u>とする</p>

令和6年度・令和5年度 事業計画（東京支部） 新旧対照表

令和6年度（案）	【参考】令和5年度
<p><u>(5) コラボヘルスの推進</u></p> <p>① 経済団体、業界団体等の各関係団体と連携し、協同で健康経営を進めることで、各団体との関係強化や健康企業宣言の普及・発展に努め、健康企業宣言事業所の拡大を図る。</p> <p>② 「事業所カルテ」の配付や、事業所訪問等を通じて<u>事業主への健康づくり意識の醸成を図るとともに</u>、事業所と健康課題の共有を図る。</p> <p>③ <u>支部ホームページや関係者向け専用サイト（協会けんぽ東京パートナーズサイト）において、健康経営の取組に関するサポート情報を掲載し、健康経営の普及促進及び質の向上を図る。</u></p> <p>④ 事業所の健康づくり<u>サポートの施策として、好事例情報の提供</u>、健康づくりセミナーの<u>動画</u>配信等を行う。</p> <p>【重要度：高】 超高齢社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、<u>健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針</u>や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示されている。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を50万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。</p> <p>■ KPI：健康宣言事業所数を<u>2,900事業所</u>（※）以上とする （※）標準化された健康宣言の事業所数及び今後標準化された健康宣言への更新が見込まれる事業所数</p>	<p><u>iv) コラボヘルスの推進</u></p> <p>・経済団体、業界団体等の各関係団体と連携し、協同で健康経営を進めることで、各団体との関係強化や健康企業宣言事業の普及・発展に努め、健康企業宣言事業所の拡大を図る。</p> <p>・「事業所カルテ」の配布や、事業所訪問等を通じて事業所と健康課題の共有化を図る。</p> <p>・事業所の健康づくり<u>フォローアップの施策として、情報提供リーフレットの配布や健康づくりセミナーの開催</u>や配信等を行う。</p> <p>【重要度：高】 超高齢化社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、<u>「未来投資戦略2018」</u>や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示された。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を10万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。</p> <p>■ KPI：健康宣言事業所数を<u>2,350事業所</u>（※）以上とする （※）標準化された健康宣言の事業所数及び今後標準化された健康宣言への更新が見込まれる事業所数</p>

令和6年度・令和5年度 事業計画（東京支部） 新旧対照表

令和6年度（案）	【参考】令和5年度
<p>【24ページ『2.戦略的保険者機能の一層の発揮>Ⅲ.医療費適正化>（3）広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進』へ統合】</p>	<p>② 広報活動を通じた事業主及び加入者等の理解促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協会の広報基本方針及び広報計画に基づき、支部広報計画を策定する。あわせて、支部で作成する広報物全般について、広報効果測定（調査・分析・評価）を実施し、広報戦略の立案を行う。 ・全支部共通広報資材（動画、パンフレット等）を活用しつつ、事業主及び加入者に対し幅広く情報を発信する。あわせて、広報誌「支部ツウシントーキョー、協会けんぽTimes」やメールマガジン、支部ホームページ等により、時節柄に応じた広報を実施する。 ・加入者の健診受診率向上や健康づくりに寄与するため、紙媒体のほかラジオ等を用いて積極的に啓発を行う。また、令和5年度より本格的に実施する生活習慣病予防健診の自己負担の軽減等の「更なる保健事業の充実」について、様々な広報機会を活用し、広報を行う。 ・各種の広報媒体を通じ、インセンティブ制度の仕組みや意義を理解していただけるよう、周知広報を行い、評価指標の現状と課題や協会の取組みについて、理解度の向上を図る。 ・健康保険事業の推進及び広報のため、健康保険委員の委嘱拡大に向けた取組みを強化する。また、健康保険委員活動の活性化を図るため、健康保険委員のニーズを把握・分析し、実効性のあるサービス（広報物発刊や研修会開催等）を実施する。 <p>■ KPI:全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を39.0%以上とする。</p>

令和6年度・令和5年度 事業計画（東京支部） 新旧対照表

令和6年度（案）	【参考】令和5年度
<p><u>Ⅲ. 医療費適正化</u></p> <p><u>（１）医療資源の適正使用</u></p> <p><u>① ジェネリック医薬品の使用促進</u> ジェネリック医薬品の供給状況を確認しつつ、<u>ジェネリック医薬品使用割合80%以上の水準を維持・向上できるよう、データ分析に基づき重点的に取り組む対象を明確にした上で、地域の実情に応じた使用促進に取り組む。</u></p> <p><u>② ポリファーマシー（多剤服薬の有害事象）等対策</u> <u>ポリファーマシー等の有害事象について、データ分析に基づき実態等を把握したうえで、東京都保険者協議会等を通じて関係団体へ情報共有を行う。</u></p> <p><u>③ 上手な医療のかかり方</u> <u>医療資源の適正使用の観点から、かかりつけ医を持つことの意義、時間外受診・はしご受診の問題点やリフィル処方箋の仕組みについて、従来の広報媒体の他、動画配信広告等を用いて加入者への周知・啓発を図る。</u></p> <p><u>これらの取組については、関係団体とも連携しながら事業展開を図る。</u></p>	<p><u>③ジェネリック医薬品の使用促進</u> <u>・ジェネリック医薬品の安全性の確保に関する業界団体等の取組みが着実に前進していることやジェネリック医薬品の供給状況を確認しつつ、「All Tokyo」でのジェネリック医薬品使用促進の取組みを推進していくため、「東京都保険者協議会」及び「東京都後発医薬品安心使用促進協議会」などにおいて、関係機関等への働きかけ・意見発信を行う。</u></p> <p><u>・「ジェネリックカルテ」及び「データブック」により重点的に取り組むべき課題（阻害要因）を明確にし、対策の優先順位を付けて取り組む。</u></p> <p><u>・協会が作成した「薬局・医療機関向け見える化ツール」及び「ジェネリック医薬品実績リスト」等を活用して、保険薬局・保険医療機関に対して働きかけを行う。</u></p> <p><u>・新たな広報手段（デジタルサイネージ等）を用いて、ジェネリック医薬品の使用率が低い地域や医療機関周辺に対して重点的な広告活動を行い、保険薬局・保険医療機関等の医療供給側と加入者双方にジェネリック医薬品のメリット等を周知し使用率向上を図る。</u></p>

令和6年度・令和5年度 事業計画（東京支部） 新旧対照表

令和6年度（案）	【参考】令和5年度
<p>【重要度：高】 <u>医療費適正化基本方針において、「経済財政運営と改革の基本方針2021」で定められた目標である「後発医薬品の数量シェアを、2023年度末までに全ての都道府県で80%以上」に達していない都道府県については、「当面の目標として、可能な限り早期に80%以上に到達することを目標とすることが望ましい」とされている。これを受けて、協会としても80%を達成していない支部について早期に80%を達成する必要があり、重要度が高い。</u></p> <p>【困難度：高】 <u>一部のジェネリック医薬品の供給不足が継続しており、協会におけるジェネリック医薬品の使用促進に向けた努力だけでは対応できない事柄の影響を受けることとなるため、困難度が高い。</u></p> <p>■ KPI：ジェネリック医薬品使用割合（※）を<u>年度末時点で</u>前年度末以上とする（※）医科、DPC、歯科、調剤<u>レセプトを対象とする</u></p> <p><u>（2）地域の医療提供体制等へのデータを活用した意見発信効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療費適正化に関する会議等において、協会が保有する医療費・健診データの分析結果や国・東京都等から提供された医療データ等を活用し、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。</u></p>	<p>【重要度：高】 「経済財政運営と改革の基本方針2021」において定められた目標である、「2023年度末までに後発医薬品の数量シェアを、すべての都道府県で80%以上」の<u>達成に寄与するものであることから、重要度が高い。</u></p> <p>【困難度：高】 <u>新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、ジェネリック医薬品の使用促進のための医療機関及び薬局への訪問・説明が困難になるなど予断を許さない状況である。また、一部のジェネリック医薬品の供給不足が継続している。このように、コロナ禍や医薬品の供給不足など、協会におけるジェネリック医薬品の使用促進に向けた努力だけでは対応できない事柄の影響を受けることとなるため、困難度が高い。</u></p> <p>■ KPI：ジェネリック医薬品使用割合（※）を<u>対</u>前年度末以上とする（※）医科、DPC、歯科、調剤</p> <p><u>④ 地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信</u> <u>・地域医療構想調整会議等の場において、協会における医療データの分析結果や国・都道府県等から提供された医療データ等を活用するなど、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。</u></p> <p><u>・東京都保険者協議会等の場において、加入者の健康増進や医療保険制度の持続可能性の確保に向けた意見発信を行う。</u> <u>・地域医療を守る観点から、医療データ等の分析結果等を活用しつつ、不要不急の時間外受診や休日受診を控えるなどの「上手な医療のかかり方」について、関係団体とも連携しつつ、事業主や加入者に対して効果的な働きかけを行う。</u></p>

令和6年度・令和5年度 事業計画（東京支部） 新旧対照表

令和6年度（案）	【参考】令和5年度
<p>【重要度：高】 <u>効果的・効率的な医療提供体制の構築や中長期的な視点による財政運営の実現に向けて、国や都道府県に対し、データを活用した意見発信を行うことは、日本最大の医療保険者として医療保険制度を将来にわたって安定的に引き継いでいくために不可欠な取組であり、重要度が高い。</u></p>	<p>【重要度：高】 <u>「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、効率的な医療提供体制の構築や一人当たり医療費の地域差半減に向けて、地域医療構想のPDCAサイクルの強化や医療費適正化計画のあり方の見直しを行う等の方針が示されており、国の施策に寄与する重要な事業であることから、重要度が高い。</u></p> <p>■ KPI：<u>効果的・効率的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する</u></p>
<p><u>（3）広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進</u></p> <p>① <u>協会の広報基本方針及び広報計画に基づき、支部広報計画を策定し、実施する。</u></p> <p>② <u>LINE等のSNSを用いた新たな広報手段により、加入者への情報発信を行う。</u></p> <p>③ <u>広報テーマに応じた広報資材を活用し、関係団体とも連携しながら積極的な発信を行う。</u></p> <p>④ <u>事業主及び加入者にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解いただけるよう、周知広報を行う。</u></p> <p>⑤ <u>健康保険委員について、委嘱拡大に取り組むとともに、健康保険委員活動の活性化を図るため、関係者向け専用サイト（協会けんぽ東京パートナーズサイト）や研修会等を通じて情報提供を行う。</u></p> <p>■ KPI： <u>1－1）全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を40%以上とする</u> <u>1－2）健康保険委員の委嘱事業所数を前年度以上とする</u></p>	<p><u>【21ページ「② 広報活動を通じた事業主及び加入者等の理解促進」再編】</u></p>

令和6年度・令和5年度 事業計画（東京支部） 新旧対照表

令和6年度（案）	【参考】令和5年度
<p>【14ページ『2.戦略的保険者機能の一層の発揮> I. データ分析に基づく事業実施』へ統合】</p>	<p>⑤ <u>関係団体との事業連携の推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京支部と健康づくり等の協定を締結している東京都や区市町村、医療・経済団体等について、現状を踏まえたうえで、事業内容を精査・構築し、より実効性のある事業を推進する。 ・保険者協議会を通じて、行政や他保険者と協力・連携しながらデータ分析や健康づくり事業を進めていく。 <p>⑥ <u>調査研究の推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療費データ・健診データ等を活用して医療費や健診結果について、自支部の特徴や課題を把握するためにデータ分析を行う。 ・各種データから、年齢や業態別等の疾病構造を把握し、健康課題の解決に向けた効果的な保健事業の検討をしていく。 <p>【重要度：高】</p> <p><u>調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。</u></p> <p>【困難度：高】</p> <p><u>医療費や健診結果等のビッグデータから加入者や地域の特徴を把握するには、統計に関する高度な知識が求められる。また、外部有識者の研究提案の採択や研究成果を活用した方策の検討には、高度な医学知識も要することから困難度が高い。</u></p>

3.保険者機能の強化を支える 組織・運営体制等の整備

令和6年度・令和5年度 事業計画（東京支部） 新旧対照表

令和6年度（案）	【参考】令和5年度
<p>3. 保険者機能の強化を支える組織・運営体制等の整備</p> <p>（1）更なる保険者機能の発揮に向けた人材の育成</p> <p>① 職場における業務経験を通じて職員の成長を促し、また、eラーニング等多様な研修や自己啓発の支援を行うことによって、自ら意識・行動を変え、役職毎に必要なとされる知識・スキルの習得を図る。</p> <p>② 研修等を通じて、管理職層のマネジメント能力の向上を図る。特に管理職層への入り口であるグループ長補佐について重点的に取り組む。</p> <p>③ 業務に関する幅広い知識を養い視野を広げるため、積極的なジョブローテーションを実施する。</p> <p>（2）働き方改革の推進</p> <p>① 職員にとって健康で働きやすい職場環境を整備し、職員がモチベーションを維持しながら、効率的に業務に取り組めるように、仕事と生活の両立支援をはじめ働き方改革を推進する。</p> <p>② 病気の治療、子育て・介護等と仕事の両立支援、ハラスメント防止やメンタルヘルス対策等の取組を進める。</p> <p>③ 法律に基づき協会が策定した一般事業主行動計画に沿って、年次有給休暇や育児休業の取得促進に取り組む。</p>	<p>3. 組織運営体制関係</p> <p>① 人事制度の適正な運用</p> <p>・役職毎の役割定義を意識した人材育成計画を策定し実行する。</p> <p>・研修等を通じて、管理職層のマネジメント能力の向上を図る。特に管理職層への入り口であるグループ長補佐について、重点的に取り組む。</p> <p>・令和4年度に導入した新システムの安定稼働後の業務量を精査し、保険者機能の更なる強化・発揮等を踏まえ、仕事の高度化を意識した人員配置を進めていく。</p> <p>② OJTを中心とした人材育成</p> <p>・東京支部が目指す理想の職員像「保険と保健のプロフェッショナル」になるため、職場における人材育成（OJT）、集合研修・自己啓発（OFF-JT）によって、自ら意識・行動を変え、役職ごとに必要とされる知識・スキル等の習得を図っていく。</p> <p>・業務に関する幅広い知識を養い視野を広げるため、計画的なジョブローテーションを実施する。</p> <p>③ 本部支部間の連携の強化</p> <p>・支部の重点課題を整理したうえで、本部と明確に共有し、課題解決に向けた本部との更なる連携強化に取り組む。</p>

令和6年度・令和5年度 事業計画（東京支部） 新旧対照表

令和6年度（案）	【参考】令和5年度
<p><u>（3）リスク管理</u></p> <p>① リスクコントロール及びリスクが発生した場合の損失の最小化を図るため、業務遂行の阻害となるリスクを洗い出し、対策を検討する。</p> <p>② リスク管理にかかる研修やリスク管理委員会の開催などにより、職員のリスクに対する意識を醸成する。</p> <p>③ ジョブローテーションにより、組織運営の強化を図る。</p> <p><u>（4）個人情報の保護の徹底</u></p> <p>① 保有する個人情報の漏洩等を防止し、厳格に管理するため、研修の実施や情報セキュリティアクションプラン（課題解決に向けた取組み）を確実に実施する。</p> <p>② 個人情報保護管理委員会を開催し、個人情報保護管理体制の現状把握と問題点の是正を通じて、個人情報の保護の徹底を図る。</p> <p><u>（5）法令等規律の遵守（コンプライアンス）の徹底</u></p> <p>① 協会の社会的信頼の維持及び業務の公正性の確保に資するため、職員研修等を通じて、職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上を図る。</p> <p>② <u>コンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンスに係る取組を推進する。</u></p> <p>③ <u>外部相談窓口（コンプラほっとライン）を含めた相談窓口の周知及び制度に関する研修を継続的に実施する。また、相談のあった内容については、速やかに対応し必要な是正措置を講じる。</u></p> <p><u>（6）災害等の対応</u></p> <p>① 大規模自然災害等に備え、緊急時の連絡体制等について定期的に訓練や研修を実施する。</p> <p>② 大規模自然災害等発生時のマニュアル（支部初動対応マニュアル）について、都度必要な見直しを行う。</p>	<p><u>④ リスク管理</u></p> <p>・職員のリスク意識や危機管理能力を高めるため、特に個人情報の取扱いや情報セキュリティについて、研修の実施や情報セキュリティアクションプラン（課題解決に向けた取組み）の確実な実施等により、支部のリスク管理体制を強化する。</p> <p>・大規模自然災害発生時や新型コロナウイルス感染症罹患時の対応など、有事の際にも万全に対応できるよう、各種リスクを想定した訓練等を実施する。</p> <p><u>⑤ コンプライアンスの徹底</u></p> <p>・法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、職員研修等を通じてその周知・徹底を図る。</p> <p>・年2回のコンプライアンス委員会の定期開催に加え、必要な都度、委員会を開催してコンプライアンスに係る取組みを検討し、コンプライアンスの更なる推進を図る。</p> <p>・ハラスメントに関する相談窓口等について、職員が安心して相談できるよう周知・浸透を図り、より働きやすい職場環境づくりに取り組む。</p>

令和6年度・令和5年度 事業計画（東京支部） 新旧対照表

令和6年度（案）	【参考】令和5年度
<p><u>(7) 費用対効果を踏まえたコスト削減等</u></p> <p>① サービス水準の確保に留意しつつ適切なコスト意識を持って、競争入札や消耗品の発注システムを活用した随時発注による適切な在庫管理等を引き続き行い、経費の節減に努める。</p> <p>② 調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。入札案件においては、公告期間や納期までの期間の十分な確保、複数者からの見積書の徴取、仕様書の見直し等の取組みを行うことで、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。</p> <p>③ 高額な随意契約を行う場合は、調達審査委員会において調達内容、調達方法、調達に要する費用の妥当性を審査するとともに、ホームページに調達結果等を公表し、透明性を確保する。</p> <p>④ 少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告（ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。</p> <p>■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、<u>15%以下</u>とする。</p>	<p><u>⑥ 費用対効果を踏まえたコスト削減等</u></p> <p>・調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。入札案件においては、<u>業者への声掛けの徹底</u>、公告期間や納期までの期間の十分な確保、複数者からの見積書の徴取、仕様書の見直し等の取組みを行うことで、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。</p> <p>・一者応札となった入札案件については、<u>入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施し、次回の調達改善に繋げる。</u></p> <p>・少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告（調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。</p> <p>■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、<u>20%以下</u>とする。</p>

4. KPI一覽

	事業計画	KPI設定項目	KPI		令和5年度実績	
			令和6年度	【参考】 令和5年度		
1. 基盤的保険者機能の盤石化	サービス水準の向上	①サービススタンダードの達成状況	100 %	100 %	100 %	10月末時点
		②現金給付等の申請に係る郵送化率	対前年度以上	98.3 % 以上	98.3 %	11月末時点
レセプト点検の精度向上	レセプト点検の精度向上	①協会のレセプト点検の査定率	対前年度以上	(新設)	—	
		②協会の再審査レセプト1件当たりの査定額	対前年度以上	8,521 円 以上	8,625 円	10月末時点
債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化	債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化	①返納金債権（診療報酬返還金（不当請求）を除く）の回収率	対前年度以上	(新設)	—	
		②日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の健康保険証回収率 ※マイナンバーカードと健康保険証の一体化（健康保険証の廃止）が行われるまでの取組とする	対前年度以上	75.11 % 以上	73.11 %	11月末時点

KPIの数値目標が対前年度以上のものは、年度末に数値確定

	事業計画	KPI設定項目	KPI		令和5年度実績	
			令和6年度	【参考】 令和5年度		
2. 戦略的保険者機能の一層の発揮	特定健診受診率、 事業者健診データ取得率の向上	①生活習慣病予防健診受診率	60.0 % 以上	59.9 % 以上	18.9 %	9月末 時点
		②事業者健診データ取得率	3.8 % 以上	3.9 % 以上	1.2 %	11月末 時点
		③被扶養者の特定健診受診率	32.0 % 以上	30.0 % 以上	13.4 %	10月末 時点
	特定保健指導実施率及び 質の向上	①被保険者の特定保健指導の実施率	11.4 % 以上	35.6 % 以上	- %	-
		②被扶養者の特定保健指導の実施率	10.1 % 以上	7.6 % 以上	- %	-
	重症化予防対策の推進	健診受診月から10か月以内に医療機関を受診した者の割合	対前年度以上	(新設)	-	
	コラボヘルスの推進	健康宣言事業所数	2,900 事業所 以上	2,350 事業所 以上	2,536 事業所	11月末 時点
	ジェネリック医薬品の使用促進	ジェネリック医薬品使用割合	対前年度以上	80.6 % 以上	81.8 %	7月 診療分
広報活動や「顔の見える地域 ネットワーク」を通じた加入者 等の理解促進	全被保険者数に占める健康保険委員が 委嘱されている事業所の被保険者数の割合	40.0 % 以上	39.0 % 以上	39.5 %	11月末 時点	
	健康保険委員の委嘱事業所数	対前年度以上	(新設)	-		

KPIの数値目標が対前年度以上のものは、年度末に数値確定

3. 組織・運営体制等の整備 保険者機能強化を支える	事業計画	KPI設定項目	KPI		令和5年度実績
			令和6年度	【参考】 令和5年度	
	費用対効果を踏まえた コスト削減等	一般競争入札に占める一者応札案件の割合	15.0 % 以下	20.0 % 以下	4.0 % 11月末 時点